

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	米子市 個人住民税賦課事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

米子市は、個人住民税賦課事務で特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることをここに宣言する。

特記事項

評価実施機関名

米子市長

公表日

令和5年8月8日

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

3. 特定個人情報ファイル名	
個人住民税ファイル 宛名ファイル	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表第1 16の項 番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第16条
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(特定個人情報の提供) 番号法第19条第8号及び別表第2 1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、26、27、28、29、31、34、35、37、39、40、42、48、53、54、57、58、 59、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、 113、114、115、116、117、120、121の項 (特定個人情報の照会) 番号法第19条第8号及び別表第2 27の項
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民生活部 市民税課
②所属長の役職名	市民税課長
7. 他の評価実施機関	

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
個人住民税ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	個人住民税の課税対象者(1月1日現在市内に住所を有する個人、市内に住所を有しないが市内に事務所等を有する個人)及びその扶養親族、納税管理人、相続人
その必要性	個人住民税において公平かつ適正な課税を行うため
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="radio"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="radio"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="radio"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="radio"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="radio"/>] 国税関係情報 [<input type="radio"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="radio"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="radio"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号:対象者の正確な特定、及び提出された資料に記載された情報保有 ・4情報:個人特定時の真正性確認のため ・連絡先:対象者が特定できなかった場合の連絡先として保有 ・国税関係情報、地方税関係情報:賦課実施のための根拠 ・生活保護関係情報、障害者関係情報:正確な賦課実施のための判断情報として保有 ・年金特徴関係情報:年金特徴を行うかの判定や年金特徴の天引き判定するために保有
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月
⑥事務担当部署	市民生活部 市民税課

3. 特定個人情報の入手・使用									
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 (市民一課、福祉課) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 (国税庁、年金保険者) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 (他市町村) <input type="checkbox"/> 民間事業者 (給与、報酬、配当、公的年金等の支払者) <input type="checkbox"/> その他 ()								
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [] 専用線 <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ()								
③使用目的 ※	正確な賦課決定を行うための資料や情報の管理								
④使用の主体	使用部署	市民税課、固定資産税課、収納推進課、地域生活課、市民一課、行政窓口サービスセンター							
	使用者数	[50人以上100人未満] <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"><選択肢></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1) 10人未満</td> <td style="text-align: center;">2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3) 50人以上100人未満</td> <td style="text-align: center;">4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5) 500人以上1,000人未満</td> <td style="text-align: center;">6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 10人未満	2) 10人以上50人未満	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満	5) 500人以上1,000人未満
<選択肢>									
1) 10人未満	2) 10人以上50人未満								
3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満								
5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上								
⑤使用方法	1 賦課決定に関する事務 ・提出された資料を個人特定し、対象者毎に資料を一本化する。 ・記載された所得・控除等情報から住民税額を算出し、当年度の賦課決定を行う。 ・生活保護対象者や障害者である場合には、必要に応じて控除額の変更や非課税判定を行う。 2. 扶養調査に関する事務 ・提出された資料に記載されている扶養者の情報をもとに、重複扶養や誤った扶養控除申請がないかの調査を行う。 ・未申告の対象かどうかの判断において、他対象者に扶養されているかどうかの確認を行う。 3. 徴収方法判断に関する事務 ・給与支払報告書の提出有無や確定申告書の記載内容をもとに、賦課決定した住民税の徴収方法を判断する。 ・前年の賦課状況を参照し、必要に応じて当年度の徴収方法の変更を実施する。								
情報の突合	申告、届出の際には、個人番号カード又は通知カード及びその他本人確認書類により、突合を行う。情報提供ネットワークを通じて情報を取得する際には、個人番号により突合を行う。								
⑥使用開始日	平成28年1月1日								

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (2) 件	
委託事項1		
システムの運用		
①委託内容		
システムの運用		
②委託先における取扱者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名		
株式会社ケイズ		
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項2～5		
委託事項2		
資料のデータ化代行		
①委託内容		
賦課資料(紙)をデータ化する作業の代行		
②委託先における取扱者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名		
株式会社ヨナゴシーズ		
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[<input checked="" type="checkbox"/>] 提供を行っている (60) 件 [<input checked="" type="checkbox"/>] 移転を行っている (17) 件 [] 行っていない
提供先1	番号法第19条第8号及び別表第2に定める情報照会者(別紙1参照)
①法令上の根拠	番号法第19条第8号及び別表第2(別紙1参照)
②提供先における用途	番号法第19条第8号及び別表第2に定める事務(別紙1参照)
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたとき随時
提供先2～5	
提供先2	国税庁
①法令上の根拠	番号法第19条第9号、地方税法第317条
②提供先における用途	所得税の更正決定、修正申告の勧奨
③提供する情報	当市が所得を計算して個人住民税を課した場合におけるの所得金額等
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	当市が所得を計算して個人住民税を課した所得税申告者
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [<input checked="" type="checkbox"/>] 紙 [<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (国税連携システム、閲覧)
⑦時期・頻度	毎月2回(随時)

提供先3	給与支払者
①法令上の根拠	番号法第19条第1号、地方税法第321条の4
②提供先における用途	給与所得に係る個人住民税について、給与の支払をする際に特別徴収して市町村に納付する。
③提供する情報	給与所得に係る特別徴収税額、住所、氏名等
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の特別徴収の対象となる給与所得者
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [○] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [○] 紙 [○] その他 (eLTAX)
⑦時期・頻度	当初賦課時、毎月2回(随時)
提供先4	年金保険者
①法令上の根拠	番号法第19条第1号
②提供先における用途	公的年金から個人住民税を特別徴収する。
③提供する情報	個人住民税の特別徴収税額、住所、氏名等
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	特別徴収の対象となる年金受給者
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [○] その他 (eLTAX)
⑦時期・頻度	毎月1回(随時)

提供先5	国税庁	
①法令上の根拠	番号法第19条第9号	
②提供先における用途	国税に関する調査	
③提供する情報	個人住民税関係情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ	
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input checked="" type="checkbox"/> その他（閲覧）	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） <input checked="" type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	随時	
提供先6～10		
提供先6	都道府県知事	
①法令上の根拠	番号法第19条第9号	
②提供先における用途	地方税に関する調査	
③提供する情報	個人住民税関係情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ	
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input checked="" type="checkbox"/> その他（閲覧）	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） <input checked="" type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	随時	

提供先7	他の市町村長	
①法令上の根拠	番号法第19条第9号	
②提供先における用途	個人住民税の賦課資料、地方税に関する調査	
③提供する情報	個人住民税関係情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ	
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 (<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input checked="" type="checkbox"/> 紙)
⑦時期・頻度	随時	
提供先8	米子市教育委員会 学校教育課	
①法令上の根拠	番号法第19条第11号により条例整備予定	
②提供先における用途	就学援助費の交付対象者の認定	
③提供する情報	地方税関係情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ	
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input checked="" type="checkbox"/> その他 (個人住民税システム	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙)
⑦時期・頻度	随時	

移転先1	米子市市長部局の各課(別紙2参照)	
①法令上の根拠	米子市個人情報保護条例第8条の2第2項(別紙2参照)	
②移転先における用途	各課が行う事務のうち、別に定める事務(別紙2参照)	
③移転する情報	個人住民税関係情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ	
⑥移転方法	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 (<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙)
⑦時期・頻度	(別紙2参照)	
移転先2～5		
移転先6～10		
移転先11～15		
移転先16～20		
6. 特定個人情報の保管・消去		
保管場所 ※	入退出管理システム及び監視カメラによる入退出管理・監視を行い、許可された者だけが入出できる建物(データセンター)のサーバ内に保管する。また、サーバへのアクセスはID・パスワードによる認証が必要となる。	
7. 備考		

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

(1)個人住民税ファイル

(1-1)当初資料

(1-1-1)給与支払報告書

宛者番号、年度分、算定団体コード、バッチ連番、処理コード、資料番号、合算区分、申告区分、徴収区分、指定番号、整理番号、受給者番号、パンチ氏名カナ、パンチ生年月日、専給区分、給与収入一般、給与収入専従、給与特定控除、給与所得、所得控除合計、源泉徴収税額、源泉徴収税額内未納、源泉徴収税額計算値、(源泉)控除対象配偶者あり、(源泉)控除対象配偶者あり(老人)、配偶者(特別)控除、扶養_特定、扶養_同居老親、扶養_老人合計、扶養_一般、扶養_障害(特別同居)、扶養_障害(特別合計)、扶養_障害(その他)、控除_小規模企業共済等掛金、控除_社会保険料、控除_生命保険料、控除_損害保険料、控除_住宅取得特別、定率控除額、前職分給与、配偶者所得、生命保険_個人年金支払額、損害保険_長期支払額、本人_夫あり、本人_未成年、乙欄区分、本人_特別障害、本人_その他障害、本人_老年人者、本人_寡婦、本人_寡夫、本人_勤労学生、死亡退職、災害者、外国人、就退職区分、就退職年月日、算入強制区分、強制親区分、警告エラー無視サイン、併徴先判定区分、エラー区分、エラー内容、作成日、更新日、更新時間、更新職員個人番号、更新端末番号、国民年金保険料等、転送区分、転送先コード、転送日、年調区分、住宅取得等特別控除可能額、住宅居住開始年月日1~2、住宅借入金等年末残高1~2、住宅借入金区分1~3、エラー詳細コード、年少扶養人数、生命保険_支払額、新生命保険_支払額、新生命保険_個人年金支払額、生命保険_介護医療支払額、住宅借入金等特別控除適用数、非居住者である親族の数、控除対象扶養親族の欄外記載有無、16歳未満扶養親族の欄外記載有無、パンチイメージ番号、資料に記載された個人番号

(1-1-2)年金支払報告書

宛者番号、年度分、算定団体コード、バッチ連番、処理コード、資料番号、合算区分、入力区分、徴収区分、指定番号、パンチ生年月日、パンチ氏名カナ、年金収入、年金所得、源泉徴収税額、源泉徴収税額内未納、源泉徴収税額計算値、定率控除額、配偶者所得、配偶者(特別)控除、源泉控除対象配偶者あり、源泉控除対象配偶者あり(老人)、本人_特別障害、本人_その他障害、本人_老年人者、本人_寡婦、本人_寡夫、本人_勤労学生、扶養_特定、扶養_同居老親、扶養_老人合計、扶養_一般、扶養_障害(特別同居)、扶養_障害(特別合計)、扶養_障害(その他)、控除_社会保険料、算入強制区分、強制親区分、本人_夫あり、警告エラー無視サイン、エラー区分、エラー内容、作成日、更新日、更新時間、更新職員個人番号、更新端末番号、転送区分、転送先コード、転送日、年調区分、エラー詳細コード、年少扶養人数、資料に記載された個人番号

(1-1-3)確定申告書、住民税申告書

宛者番号、年度分、算定団体コード、バッチ連番、処理コード、資料番号、合算区分、申告区分、徴収区分、指定番号、整理番号、受給者番号、パンチ生年月日、パンチ氏名カナ、納税者番号、務署連絡区分、警告エラー無視サイン、強制課税区分、手入力区分、所得_営業等、所得_営業(営業等内訳)、所得_他事(営業等内訳)、所得_漁業(営業等内訳)、所得_農業、所得_肉用牛(免税・免外計)、所得_肉用牛(免外売却価格)、所得_不動産、所得_利子、所得_配当(配当控除適用分)、所得_配当(配当控除適用無分)、所得_配当(少額)、所得_給与、所得_年の年金、所得_雑、所得_譲渡一時、所得_一時(2分の1前)、所得_総合短期、所得_総合譲渡長期(2分の1前)、所得_退職、所得_分離山林、所得_分離事業雑、所得_分離短期、所得_分離短期軽減、所得_分離長期(一般)、所得_分離長期(優良)、所得_分離長期(居住)、所得_分離上場株式、所得_分離未公開株式、所得_分離先物取引、合計所得金額、総所得金額、総所得金額等、純損失の金額、雑損失の金額、先物取引繰越控除、専従者控除_配偶者、専従者控除_その他、平均課税(前々年変動所得)、平均課税(前年の変動所得)、平均課税(変動所得)、平均課税(臨時所得)、特別控除_一時、特別控除_総合譲渡、特別控除_短期、特別控除_短期軽減、特別控除_長期(一般)、特別控除_長期(優良)、特別控除_長期(居住)、特別控除_山林、特別控除_上場株式、特別控除_未公開株式、給与収入(一般)、給与収入(専従)、給与(特定控除)、公的年金収入、本人_特別障害、本人_その他障害、本人_老年人者、本人_寡婦、本人_寡夫、本人_勤労学生、本人_未成年、本人_夫あり、同一生計配偶者あり、同一生計配偶者あり(老人)、配偶者所得、扶養_一般、扶養_特定、扶養_老人同居、扶養_老人合計、扶養_障害(特別同居)、扶養_障害(特別合計)、扶養_障害(その他)、青色申告区分、専従者_配偶者、専従者_その他、非課税所得区分1、非課税所得金額1、控除_雑損、控除_医療費、控除_社会保険料、控除_小規模企業共済等掛金、控除_生命保険料、控除_損害保険料、控除_寄附金、控除_配偶者特別、控除_配偶者、控除_本人、控除_扶養、控除_障害(扶養控除内数)、控除_基礎、生命保険_支払額、生命保険_個人年金支払額、損害保険_地震支払額、損害保険_長期支払額、所得控除_合計、退職_退職収入(現年課税分)、退職_所得税用退職所得、退職_勤続年数、退職_障害区分、所得税_控除_損害保険料、所得税_控除_生命保険料、所得税_控除_配偶者特別、所得税_控除_寄附金、所得税_合計所得、所得税_所得控除計、所得税_その他税額控除、所得税_所得税額、計算値_合計所得金額、計算値_控除額合計、計算値_配当控除、計算値_特別減税額、計算値_所得税額、収入_営業等、収入_営業(営業等内数)、収入_漁業(営業等内数)、収入_他事(営業等内数)、収入_農業、収入_肉用牛、収入_不動産、収入_利子、収入_配当(配当控除適用分)、収入_配当(配当控除適用無分)、収入_配当(少額配当分)、収入_雑、収入_一時、収入_総合譲渡短期、収入_総合譲渡長期、収入_分離事業_雑、収入_分離短期、収入_分離短期軽減、収入_分離長期(一般)、収入_分離長期(優良)、収入_分離長期(居住)、収入_分離山林、収入_分離上場株式、収入_分離未公開株式、収入_分離先物取引、特例摘要条文長期、特例摘要条文短期、エラー区分、エラー内容、作成日、更新日、更新時間、更新職員個人番号、更新端末番号、配当割額、株式譲渡繰越損失、併徴先判定区分、転送区分、転送先コード、転送日、所得_長期(居住特例)、長期(居住特例)の繰越損失、収入_配当(私募証券)、収入_配当(一般外貨建)、所得_配当(私募証券)、所得_配当(一般外貨建等証券)、所得税_外国税額控除、所得税_住宅ローン控除、住宅取得等特別控除、翌年申告作成区分、住宅取得等特別控除計算値、住宅取得等特別控除可能額、税源移譲減額計算値、発送区分、調査コード、譲渡割額、寄附金(ふるさと納税)、寄附金(共同募金・日赤支部)、寄附金(市条例指定)、寄附金(都道府県条例指定)、所得_分離上場配当、収入_分離上場配当、住宅取得等可能額(H21~)、算入強制区分、強制親区分、国税連携区分、還付申告区分、エラー詳細コード、扶養_年少、特定寄附金、震災関連寄附金(限度額80%の分)、特定震災指定寄附金(税額控除適用分)、認定NPO寄附金(税額控除適用分)、寄附金控除(税額控除)、退職_特定役員区分、申告日時、新生命保険_支払額、新生命保険_個人年金支払額、生命保険_介護医療支払額、資料に記載された個人番号、市民税_外国税額控除、県民税_外国税額控除

(1-1-4)扶養関係

宛者番号、年度分、扶養者宛者番号、扶養関係コード、履歴連番、作成日、更新日、更新時間、更新職員個人番号、更新端末番号、照会区分、被扶養者宛者番号

(1-1-5)申告特例通知書

宛者番号、年度分、算定団体コード、バッチ連番、処理コード、資料番号、寄附先コード、パンチ氏名かな、パンチ生年月日、パンチ性別、合計寄附金額、入力日、算入強制区分、作成日、更新日、更新時間、更新職員宛者番号、更新端末番号、訂正区分

(1-1-6)記載番号情報

宛者番号、年度分、バッチ連番、処理コード、合算区分、対象区分、記載順、記載個人番号、作成日、更新日、更新時間、更新職員宛者番号、更新端末番号

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

(1-2) 障害者情報

賦課期日情報、宛名番号、年度、算定団体コード、履歴連番、氏名カナ、氏名漢字、生年月日、性別、町名、番地、方書、地区コード、行政区コード、班コード、世帯番号、世帯主かな、世帯主氏名漢字、記載順位、続柄名、続柄区分、続柄コード1~4、現存区分、人格区分、住民となる判定日、住民となる事由、住民でなくなる日、住民でなくなる事由、転出確定区分、配偶者宛名番号、生活保護区分、障害者区分1~3、国保資格、介護保険資格、国民年金資格、国民年金記号、国民年金番号、後期高齢資格、各種情報2~4、申告書作成区分、前年申告区分、前年徴収区分、本人_老年者、本人_未成年、作成日、更新日、更新時間、更新職員個人番号、更新端末番号、郵便番号、郵便番号BC、住登外課税区分、市町村コード、申告発送日、生保開始日、生保終了日、詳細コード、発送管理1~7

(1-3) 生活保護情報

賦課期日情報、宛名番号、年度、算定団体コード、履歴連番、氏名カナ、氏名漢字、生年月日、性別、町名、番地、方書、地区コード、行政区コード、班コード、世帯番号、世帯主かな、世帯主氏名漢字、記載順位、続柄名、続柄区分、続柄コード1~4、現存区分、人格区分、住民となる判定日、住民となる事由、住民でなくなる日、住民でなくなる事由、転出確定区分、配偶者宛名番号、生活保護区分、障害者区分1~3、国保資格、介護保険資格、国民年金資格、国民年金記号、国民年金番号、後期高齢資格、各種情報2~4、申告書作成区分、前年申告区分、前年徴収区分、本人_老年者、本人_未成年、作成日、更新日、更新時間、更新職員個人番号、更新端末番号、郵便番号、郵便番号BC、住登外課税区分、市町村コード、申告発送日、生保開始日、生保終了日、詳細コード、発送管理1~7

(1-4) 年金特徴関係

(1-4-1) 年金特徴対象者情報

捕捉年度、宛名番号、データ区分、履歴番号、レコード区分、市町村コード、特別徴収義務者コード、通知内容コード、特別徴収制度コード、作成年月日、年金保険者用整理番号1、年金コード、生年月日、性別、氏名カナ、氏名漢字、郵便番号、住所カナ、住所漢字、各種区分コード、処理結果コード、各種年月日、各種金額1~3、年金保険者用整理番号2、特徴開始月、特徴開始期別、特徴依頼日、突合結果コード、突合区分、特徴状態、レコード番号、システム作成日、更新日、更新時間、更新職員個人番号、更新端末番号、各種金額4~8、停止年月、個人番号

(1-4-2) 年金特徴受理情報(天引結果、中止結果)

捕捉年度、依頼周期、依頼年月日、ファイル名、レコード区分、市町村コード、特別徴収義務者コード、通知内容コード、特別徴収制度コード、作成年月日、年金保険者用整理番号1、年金コード、生年月日、性別、氏名カナ、氏名漢字、郵便番号、住所(カナ)、住所(漢字)、各種区分コード、処理結果コード、各種年月日、各種金額欄1~3、年金保険者用整理番号2、レコード番号、システム作成日、更新日、更新時間、職員個人番号、端末番号、個人番号、各種金額4~8、停止年月

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

(1-5) 課税台帳

宛名番号、年度分、算定団体コード、履歴連番、処理日、異動日、異動事由、異動事由補足、申告区分、徴収区分、指定番号、整理番号、受給者番号、納税者番号、税務署連絡区分、警告エラー無視サイン、強制課税区分、手入力区分、前住地課税区分、賦課所在地コード、所得_営業等、所得_営業(営業等内訳)、所得_他事(営業等内訳)、所得_漁業(営業等内訳)、所得_農業、所得_肉用牛、肉用牛売却価格、所得_不動産、所得_利子、所得_株式配当、所得_配当控除無分、所得_配当(少額)、所得_給与、所得_公的年金、所得_雑、所得_譲渡一時、所得_一時(2分の1前)、所得_総合短期、所得_総合譲渡長期、所得_分離山林、所得_退職、所得_分離事業雑、所得_分離短期、所得_分離短期軽減、所得_分離長期一般、所得_分離長期優良、所得_分離長期居住、所得_分離上場株式、所得_分離未公開株式、所得_分離先物取引、所得_特控後_山林、所得_特控後_短期、所得_特控後_短期軽減、所得_特控後_長期一般、所得_特控後_長期優良、所得_特控後_長期居住、所得_特控後_上場株式、所得_特控後_未公開株式、合計所得金額、総所得金額、総所得金額等、純損失、雑損失、先物取引繰越控除、専従者控除_配偶者、専従者控除_その他、前々年の変動所得、前年の変動所得、変動所得、臨時所得、特別控除_一時、前々年の変動所得、特別控除_総合譲渡、特別控除_短期、特別控除_短期軽減、特別控除_長期一般、特別控除_長期優良、特別控除_長期居住、特別控除_山林、特別控除_上場株式、特別控除_未公開株式、給与収入(一般)、給与(特定控除)、公的年金収入、本人_特別障害、本人_他障害、本人_老年者、本人_寡婦、本人_寡夫、本人_勤労学生、本人_未成年、本人_夫あり、同一生計配偶者あり、同一生計配偶者あり(老人)、配偶者所得、扶養_一般、扶養_特定、扶養_老人同居、扶養_老人合計、扶養_障害(特別同居)、扶養_障害(特別合計)、扶養_障害(その他)、青色申告区分、専従者_配偶者、専従者_その他、非課税所得区分1、非課税所得金額1、控除_雑損、控除_医療費、控除_社会保険料、控除_小規模、控除_生保、控除_損保、控除_寄付金、控除_配偶者特別、控除_配偶者、控除_本人、控除_扶養、控除_扶養障害、控除_基礎、生命保険_支払額、生命保険_個人年金、損害保険_地震、損害保険_旧長期、所得控除_合計、退職_退職収入、退職_所得税用退職、退職_勤続年数、退職_障害区分、所得税_控除_損保、所得税_控除_生保、所得税_控除_配偶者特別、所得税_控除_寄付金、所得税_合計所得、所得税_所得控除計、所得税_その他税額控除、所得税_所得税額、計算値_合計所得金額、計算値_控除額合計、計算値_配当控除、計算値_特別減税額、計算値_所得税額、保育用所得税額、課税_総合、課税_総合(実計)、課税_肉用牛、課税_山林、課税_退職、課税_事業雑、課税_短期、課税_短期軽減、課税_長期優良、課税_長期居住、課税_上場株式、課税_未公開株式、課税_先物取引、課税_合計、市_総合、市_肉用牛、市_山林、市_退職、市_事業雑、市_短期、市_短期軽減、市_長期一般、市_長期優良、市_長期居住、市_上場株式、市_未公開株式、市_先物取引、市_合計、市_配当控除、市_外国税額控除、市_調整額、市_定率控除額、市_端数、市_所得割、市_減免額(所得割)、市_均等割、市_減免額(均等割)、県_総合、県_肉用牛、県_山林、県_退職、県_事業雑、県_短期、県_短期軽減、県_長期一般、県_長期優良、県_長期居住、県_上場株式、県_未公開株式、県_先物取引、県_合計、県_配当控除、県_外国税額控除、県_調整額、県_定率控除額、県_端数、県_所得割、県_減免額(所得割)、県_均等割、県_減免額(均等割)、差引年税額、収入_営業等、収入_営業(営業等内数)、収入_漁業(営業等内数)、収入_他事(営業等内数)、収入_農業、収入_肉用牛、収入_不動産、収入_利子、収入_株式配当、収入_配当(控除無分)、収入_配当(少額配当分)、収入_雑、収入_一時、収入_総合譲渡短期、収入_総合譲渡長期、収入_分離事業雑、収入_分離短期、収入_分離短期軽減、収入_分離長期一般、収入_分離長期優良、収入_分離長期居住、収入_分離山林、収入_分離上場株式、収入_分離未公開株式、収入_先物取引、損益_経常所得、損益_分離短期、損益_分離短期軽減、損益_総合譲渡短期、損益_分離長期一般、損益_分離長期優良、損益_分離長期居住、損益_譲渡一時、損益_分離山林、損益_退職、国保_推定所得、国保_繰越損失、国保_繰越損失軽減用、特例適用条文長期、特例適用条文短期、配当割額、配当譲渡割の控除額(市町村)、配当譲渡割の控除額(県)、決裁区分、併徴元区分、転送区分、株式譲渡繰越損失、強制親区分、システム作成日、更新日、更新時間、更新職員個人番号、更新端末番号、市_老年者経過、県_老年者経過、市_配当譲渡割控除不足額、県_配当譲渡割控除不足額、市_調整控除額、県_調整控除額、所得_分離長期居住特例、長期居住特例繰越損失、収入_配当(私募)、収入_配当(一般外貨)、所得_配当(私募)、所得_配当(一般外貨)、強制発送区分、所得税_外国税額控除、所得税_住宅ローン控除、資料番号、住宅取得等控除_入力値、市_税源移譲_入力値、市_住宅取得税額控除、県_住宅取得控除、市_税源移譲税額控除、県_税源移譲税額控除、翌年申告作成区分、住宅取得等特別控除_計算値、住宅取得等可能額、県_税源移譲_入力値、発送区分、調査コード、上場配当繰越損失、住宅用課税標準額、住宅用所得税額、譲渡割額、寄附金(ふるさと納税)、寄附金(共同募金・日赤支部)、寄附金(市区町村条例指定)、寄附金(都道府県条例指定)、市_寄附金、県_寄附金、所得_分離上場配当、収入_分離上場配当課税_上場配当、市_上場配当、県_上場配当、住宅借入金等可能額(H21~)、還付申告区分、翌年度用給与支払額、翌年度用社保、還付加算起算日、減免区分、普徴減免開始月、特徴減免開始月、減免率、国外所得総額、外国所得税額、扶養_年少、特定寄附金、震災関連寄附金、特定震災指定寄附金、認定NPO寄附金、寄附金税額控除、新生命保険_支払額、新生命保険_個人年金、生命保険_介護医療

(1-5-1)

医療費の支払額、金額予備項目16~20、寄付金(ワンストップ特例)、市民税_申告特例控除額(税額控除)、県民税_申告特例控除(税額控除)

(1-6) 事業所情報ファイル

事業所情報、科目コード、科目詳細コード、宛名番号、大分類コード、中分類コード、小分類コード、納付書出力区分、事業所ソート区分、連絡先、作成日、更新日、更新時間、更新職員宛名番号、更新端末番号、共済区分、公務員区分、納期特例区分、総括はがき作成区分、郵便作成区分、国番、事業所予備1,3,普徴義務者区分、義務者取消区分、個人事業主_個人番号

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
個人住民税ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・書面様式は本人に関する必要な情報のみを記載するようにチェックを行う。 ・システムに登録する際に、対象者が米子市にて課税できる対象かどうかチェックし、該当しないものについては他地方公共団体へ転送する等の対処を行っている。 ・資料の提出については、国税を含めた全国共通の入手方法であるため、その他の不適切な入手に関する想定はない。
リスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
システムにて氏名・生年月日でのマッチングを行う。一致しない対象については、提出元への連絡等により確認する。 システムにて取り込む際に、個人番号及び氏名・生年月日でのマッチングを行う。個人番号が一致しても氏名または生年月日が一致しない場合には本人確認を行ったうえで資料を利用する。 庁内連携等にて個人情報の正確性をチェック。賦課決定後の通知により、本人にも賦課の内容を確認してもらう。 国税連携システムやeLTAXシステムについては一般のインターネット回線から隔離されたLGWAN回線を利用している。 書面については、本人から直接受け取ることを原則とし、郵送の場合は市役所住所を明記したものを事前送付し、当該住所宛に送付するよう説明する。	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	宛名システムでは権限の管理を行っており、番号制度の事務担当者以外は個人番号を参照できないように制御をおこなっている。 システムでは賦課決定後の課税台帳にのみアクセスできるようにしており、当初資料情報へはアクセスできないように制御をおこなっている。 取り込み用データ化したものについては、利用後にすぐ削除し、他への利用は出来ないようにしている。
リスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	<input type="checkbox"/> 行っている <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	システムを利用する必要がある職員等はIDについて操作権限を割り当て、IDとともにパスワードによる認証を行っている。
その他の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・従業者が事務外で使用するリスクへの措置 システムの操作履歴(操作ログ)を記録する。 担当者へのヒアリングを実施し、業務上必要のない検索又は抽出が行われていないことを確認する。 システム利用職員への研修会において、事務外利用の禁止等について指導する。 ・特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスクへの措置 システム上、管理権限を与えられた者以外、情報の複製は行えない仕組みとする。 また、バックアップ以外にファイルを複製しないよう、職員・委託先等に対し指導する。
リスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
その他、特定個人情報の使用にあたり、以下の措置を講じる。 ・統合端末のディスプレイを、来庁者から見えない位置に置く。 ・本人確認情報が表示された画面のハードコピーの取得は事務処理に必要な範囲にとどめる。 ・大量のデータ出力に際しては、事前に管理責任者の承認を得る。	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・目的外利用の禁止 ・個人情報の閲覧者・更新者を制限 ・個人情報の提供先の限定 ・情報漏洩を防ぐための保管管理に責任を負う ・情報が不要となったとき又は要請があったときに情報の返還又は消去などの必要な措置を講じる ・保管期間の過ぎた個人情報及びそのバックアップを完全に消去する ・必要に応じて、本市が委託先の視察・監査を行なうことができる ・再委託の禁止 	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[再委託していない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	再委託を行うことは認めていないため、担保していない	
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<ul style="list-style-type: none"> ・情報保護管理体制の確認 委託先の社会的信用と能力を確認する。また、委託業者が選定基準を引き続き満たしていることを適時確認する。 ・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 作業者を限定するために、委託業者の名簿を提出させる 閲覧/更新権限を持つものを必要最小限にする。 閲覧/更新の履歴(ログ)を取得し、不正な使用がないことを確認する。 ・特定個人情報ファイルの取扱いの記録 契約書等に基づき、委託業務が実施されていることを適時確認するとともに、その記録を残す。 委託業者から適時セキュリティ対策の実施状況の報告を受けるとともに、その記録を残す。 		
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[] 提供・移転しない
リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	(eLTAXで提供する分) ・国税庁への提供 国税連携システム(eLTAX)を利用した特定個人情報の提供について、提供するデータの作成やシステムへの情報の格納、送信方法は、あらかじめ定められた手順に沿って行われ、誤った相手先への情報提供はできないことがシステム上担保されている。 ・特別徴収義務者及び年金保険者 地方税ポータルサイト(eLTAX)を利用した特別徴収義務者等への特別徴収税額通知データの提供については、あらかじめ定められた手順によって行われ、誤った相手先への情報提供はできないことがシステム上担保されている。	
その他の措置の内容	「サーバー室等への入室権限」及び「本特定個人情報ファイルを扱うシステムへのアクセス権限」を有する者を厳格に管理し、情報の持ち出しを制限する。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
(eLTAXで提供する分) ・国税庁への提供 国税連携システム(eLTAX)において特定個人情報の提供処理を行う場合、利用者ID及びパスワード等により利用できる職員しか提供することができず、提供方法はシステムで決められている。また、提供先は国税庁以外を設定することができない仕様となっている。 ・特別徴収義務者及び年金保険者 地方税ポータルセンタ(eLTAX)において特定個人情報の提供処理を行う場合、利用者ID及びパスワード等により利用できる職員しか提供することができず、提供方法はシステムで決められている。		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)

リスク1: 目的外の入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	(統合宛名システムにおける措置) 統合宛名システムの職員認証・権限管理機能により、職員の操作ログ、時刻等の内容が記録されるため、不適切な端末操作や情報の入手を抑止する。 (中間サーバーにおける措置) ・情報照会機能により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リストとの照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することとなる。つまり、番号法上で認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外入手やセキュリティリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容が記録されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。
--------------	--

リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-------------	---

リスク2: 不正な提供が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	(中間サーバーにおける措置) ・情報照会機能により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リストとの照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することとなる。つまり、番号法上で認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容が記録されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。
--------------	---

リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-------------	---

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

(統合宛名システムにおける措置) 統合宛名システムは、自機関向けに中間サーバーとだけ通信できるよう設計されているため、安全性が担保されている。 (中間サーバーにおける措置) 中間サーバーは、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるように設計されているため、安全性が担保されている。 (ネットワークにおける措置) ・中間サーバーと利用団体間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(LGWANなど)を利用することにより、安全性を確保している。 ・中間サーバーと利用団体間は、VPN等の技術を利用し、団体ごとの通信回線を分離するとともに、暗号化することで、安全性を確保している。

7. 特定個人情報の保管・消去	
リスク： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク	
①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	
再発防止策の内容	
その他の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> サーバ機器等は、堅牢で厳重に入退出を管理されているデータセンタ内のサーバ室内のラックに固定されている。 定期的にバックアップを取っている。 情報システム機器及び記憶装置の廃棄時には、十分に安全なデータ消去を行うか、物理的破壊を行う。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<ul style="list-style-type: none"> 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスクへの措置 システム上、データベースには、常に最新のデータを上書きすることで、最新の状態に保たれる仕組みとしている。 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスクへの措置 システム上、保管期間の経過した特定個人情報を一括して削除する仕組みとする。 	
8. 監査	
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> 関係職員(任用された派遣要員、非常勤職員、臨時職員を含む。)に対して、初任時及び一定期間ごとに、必要な知識の習得に資するための研修を実施する。 各責任者に対して、その管理に関する必要な知識や技術を習得させる研修を実施する。
10. その他のリスク対策	

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	〒683-8686 米子市加茂町1丁目1番地 米子市 市民生活部 市民税課 電話 0859-23-5111
②請求方法	個人情報の保護に関する法律に基づき、必要事項を記載した請求書等を提出する。
③法令による特別の手続	
④個人情報ファイル簿への不記載等	
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	〒683-8686 米子市加茂町1丁目1番地 米子市 市民生活部 市民税課 電話 0859-23-5111
②対応方法	問い合わせを受けた際には、対応内容を記録に残す。

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和5年6月1日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	
②実施日・期間	
③主な意見の内容	
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	
②方法	
③結果	

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年1月4日	(別添1)特定個人情報ファイル記録項目	(省略)	<p>(1)個人住民税ファイル (1-1)当初資料 (1-1-1)給与支払報告書 の末尾に 「、住宅借入金等特別控除適用数、非居住者である親族の数、控除対象扶養親族の欄外記載有無、16歳未満扶養親族の欄外記載有無、パンチイメージ番号、資料に記載された個人番号」を追加</p> <p>(1-1-3)確定申告書、市民税申告書 の末尾に 「、医療費の支払額」を追加</p> <p>(1-1-4)扶養関係 の次に 「(1-1-5)申告特例通知書 宛番号、年度分、算定団体コード、バッチ連番、処理コード、資料番号、寄附先コード、パンチ氏名かな、パンチ生年月日、パンチ性別、合計寄附金額、入力日、算入強制区分、作成日、更新日、更新時間、更新職員宛番号、更新端末番号 (1-1-6)記載番号情報 宛番号、年度分、バッチ連番、処理コード、合算区分、対象区分、記載順、記載個人番号、作成日、更新日、更新時間、更新職員宛番号、更新端末番号」を追加</p>	事前	パッケージソフトのバージョンアップに伴う記録項目の追加
平成29年1月4日	(別添1)特定個人情報ファイル記録項目	(省略)	<p>(1)個人住民税ファイル (1-4)年金特徴関係 (1-4-1)年金特徴対象者情報 の末尾に 「、各種金額4～8、停止年月、個人番号」を追加</p> <p>(1-4-2)年金特徴対象者情報(天引結果、中止結果) の末尾に 「、各種金額4～8、停止年月」を追加</p> <p>(1-5)課税台帳 の末尾に 「、医療費の支払額」を追加</p>	事前	パッケージソフトのバージョンアップに伴う記録項目の追加
平成31年2月28日	Ⅲリスク対策 8. 監査	内部監査無し	内部監査有り	事後	軽微な修正

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年2月28日	I-6-①	総務部 市民税課	市民生活部 市民税課	事後	様式の変更に伴う修正
平成31年2月28日	I-6-②	市民税課長 奥谷 剛	市民税課長	事後	様式の変更に伴う修正
平成31年2月28日	II-2-⑥	総務部 市民税課	市民生活部 市民税課	事後	見直しによる軽微な修正
平成31年2月28日	IV-1-①	(省略)	〒683-8686 米子市加茂町1丁目1番地 米子市 市民生活部 市民税課 電話 0859-23-5111	事後	見直しによる軽微な修正
平成31年2月28日	V-1-①	平成27年7月13日	平成31年2月28日	事後	様式の変更に伴う修正
平成31年2月28日	(別添1)特定個人情報ファイル記録項目	<p>(1)個人住民税ファイル (1-1)当初資料 (1-1-1)給与支払報告書 控除対象配偶者あり、控除対象配偶者あり(老人)、配偶者特別</p> <p>(1-1-2)年金支払報告書 控除対象配偶者あり、控除対象配偶者あり(老人)、配偶者特別控除</p> <p>(1-1-3)確定申告書、住民税申告書 控除対象配偶者あり、控除対象配偶者あり(老人)</p> <p>(1-5)課税台帳 控対配あり 控対配老人</p> <p>(1-5-1)医療費の支払額、金額予備項目16～20</p>	<p>(1)個人住民税ファイル (1-1)当初資料 (1-1-1)給与支払報告書 (源泉)控除対象配偶者あり、(源泉)控除対象配偶者あり(老人)、配偶者(特別)控除</p> <p>(1-1-2)年金支払報告書 配偶者(特別)控除、源泉控除対象配偶者あり、源泉控除対象配偶者あり(老人)</p> <p>(1-1-3)確定申告書、住民税申告書 同一生計配偶者あり、同一生計配偶者あり(老人)</p> <p>(1-1-3)確定申告書、住民税申告書の末尾に 「市民税 外国税額控除」 「県民税 外国税額控除」と追加</p> <p>(1-1-5)申告特例通知書の末尾に 「訂正区分」と追加</p> <p>(1-5)課税台帳 同一生計配偶者あり 同一生計配偶者あり(老人)</p> <p>(1-5-1)医療費の支払額、金額予備項目16～20の末尾に 寄附金(ワンストップ特例)、市民税 申告特例控除額(税額控除)、県民税 申告特例控除額(税額控除)と追加</p>	事前	パッケージソフトのバージョンアップに伴う記録項目の追加

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年7月17日	I-2-システム2-③	その他	その他(eLTAXシステム)	事後	再実施に伴う見直し
令和2年7月17日	I-2-システム3-②	<ul style="list-style-type: none"> 提出データの審査・管理 地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて利用者から提出されたデータ(利用届出、申告、給与支払報告書、公的年金等支払報告書等)を審査、管理する。 特別徴収税額通知データの送信 特別徴収義務者に特別徴収税額通知データをeLTAXを通じて送信する。 年金特別徴収データの送受信 年金特別徴収データをeLTAXを通じて年金保険者に送信、受信する。 	<ul style="list-style-type: none"> 提出データの審査・管理 地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて利用者から提出されたデータ(利用届出、申告、給与支払報告書、特別徴収に係る給与所得者異動届出書、公的年金等支払報告書等)を審査、管理する。 特別徴収税額通知データの送信 特別徴収義務者に特別徴収税額通知データをeLTAXを通じて送信する。 年金特別徴収データの送受信 年金特別徴収データをeLTAXを通じて年金保険者に送信、受信する。 	事後	再実施に伴う見直し
令和2年7月17日	I-2-システム3-③	その他	その他(国税連携システム)	事後	再実施に伴う見直し
令和2年7月17日	I-2-システム4-③	その他	その他(中間サーバー)	事後	再実施に伴う見直し
令和2年7月17日	I-2-システム5-③	なし	情報提供ネットワークシステム	事後	再実施に伴う見直し
令和2年7月17日	II-5	(提供先2-⑦) 毎月1回(随時) (提供先3-⑦) 当初賦課時、毎月1回(随時) (提供先7-⑥) 紙、その他(閲覧)	(提供先2-⑦) 毎月2回(随時) (提供先3-⑦) 当初賦課時、毎月2回(随時) (提供先7-⑥) 情報提供ネットワークシステム、紙	事後	再実施に伴う見直し
令和2年7月17日	III-3-リスク2、III-3-リスク1、III-6-リスク2	(省略)	誤字訂正	事後	再実施に伴う見直し
令和2年7月17日	V-1-①	平成31年2月28日	令和2年5月12日	事後	再実施に伴う見直し
令和3年6月1日	I-5-②	(省略)	(特定個人情報の提供)別表第2の項目に9,20,53を追加	事後	再実施に伴う見直し
令和3年7月1日	I-5-②	(特定個人情報の提供) 番号法第19条第7号及び別表第2 1、2、3、4、6、8、11、16、18、26、27、28、29、31、34、35、37、39、40、42、48、54、57、58、59、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項 (特定個人情報の照会) 番号法第19条第7号及び別表第2 27の項	(特定個人情報の提供) 番号法第19条第7号及び別表第2 1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、26、27、28、29、31、34、35、37、39、40、42、48、53、54、57、58、59、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項 (特定個人情報の照会) 番号法第19条第7号及び別表第2 27の項	事前	番号法改正による修正 令和3年9月1日より施行

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年7月1日	II-5-提供先1、①及び②	番号法第19条第7号及び別表第2	番号法第19条第8号及び別表第2	事前	番号法改正による修正 令和3年9月1日より施行
令和3年7月1日	V-1-①	令和2年5月12日	令和3年6月1日	事後	見直しによる修正
令和3年7月1日	II-5-提供先2-①	番号法第19条第8号、地方税法第317条	番号法第19条第9号、地方税法第317条	事前	番号法改正による修正 令和3年9月1日より施行
令和3年7月1日	II-5-提供先5-①	番号法第19条台8号	番号法第19条第9号	事前	番号法改正による修正 令和3年9月1日より施行
令和3年7月1日	II-5-提供先6-①	番号法第19条第8号	番号法第19条第9号	事前	番号法改正による修正 令和3年9月1日より施行
令和3年7月1日	II-5-提供先7-①	番号法第19条第8号	番号法第19条第9号	事前	番号法改正による修正 令和3年9月1日より施行
令和3年7月1日	II-5-提供先8-①	番号法第19条第10号により条例整備予定	番号法第19条第11号により条例整備予定	事前	番号法改正による修正 令和3年9月1日より施行
令和4年7月1日	I-5-②	(特定個人情報の提供) 番号法第19条第7号及び別表第2 1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、26、27、28、 29、31、34、35、37、39、40、42、48、53、54、 57、58、59、62、63、64、65、66、67、70、71、 74、80、84、87、91、92、94、97、101、102、103、 106、107、108、113、114、115、116、117、120の 項 (特定個人情報の照会) 番号法第19条第7号及び別表第2 27の項	(特定個人情報の提供) 番号法第19条第8号及び別表第2 1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、26、27、28、 29、31、34、35、37、39、40、42、48、53、54、 57、58、59、62、63、64、65、66、67、70、71、 74、80、84、87、91、92、94、97、101、102、103、 106、107、108、113、114、115、116、117、120、 121の項 (特定個人情報の照会) 番号法第19条第8号及び別表第2 27の項	事後	番号法改正に伴う修正
令和4年7月1日	II-3-④ 使用部署	市民税課、固定資産税課、収税課、地域生活課、市民課、行政窓口サービスセンター	市民税課、固定資産税課、収納推進課、地域生活課、市民課、行政窓口サービスセンター	事後	見直しによる修正
令和4年7月1日	II-5-提供先1 別紙1	提供先1:番号法第19条第7号・別表第2に定める情報照会者	提供先1:番号法第19条第8号・別表第2に定める情報照会者	事後	番号法改正による修正
令和4年7月1日	II-5-提供先1 別紙1	①法令上の根拠:番号法第19条第7号・別表2の項番	①法令上の根拠:番号法第19条第8号・別表2の項番	事後	番号法改正による修正
令和4年7月1日	II-5-提供先1 別紙1		(提供先)公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条に規定する特定公的給付の支給を実施する行政機関の長等 (①法令上の根拠)121の項 (②提供先における用途)公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	番号法改正に伴う修正
令和4年7月1日	II-5-移転先1 別紙2	①法令上の根拠:米子市個人情報保護条例第8条の2第2項により準用される番号法第19条第7号・別表2の項番	①法令上の根拠:米子市個人情報保護条例第8条の2第2項により準用される番号法第19条第8号・別表2の項番	事後	番号法改正による修正

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年7月1日	V-1-①	令和3年6月1日	令和4年6月1日	事後	見直しによる修正
令和5年8月8日	II-3-① 入手元	[○] 評価実施機関内の他部署(市民課、福祉課)	[○] 評価実施機関内の他部署(市民一課、福祉課)	事後	見直しによる修正
令和5年8月8日	II-3-④ 使用部署	市民税課、固定資産税課、収税課、地域生活課、市民課、行政窓口サービスセンター	市民税課、固定資産税課、収納推進課、地域生活課、市民一課、行政窓口サービスセンター	事後	見直しによる修正
令和5年8月8日	II-5-移転先1 別紙2 移転先	市民環境部 保険課	市民環境部 保険年金課	事後	見直しによる修正
令和5年8月8日	IV-1-②	米子市個人情報保護条例	個人情報の保護に関する法律	事後	見直しによる修正
令和5年8月8日	V-1-①	令和4年6月1日	令和5年6月1日	事後	見直しによる修正